

# 全国児童健全育成事務担当者会議資料

平成19年3月20日（火）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

# 全国児童健全育成事務担当者会議

## 《目 次》

### 【放課後子どもプラン関係】

1. 「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】 ..... 1
2. 「放課後子どもプラン」の推進について」（平成19年3月14日付18文科生第531号・雇児発第0314003号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） ..... 2
3. 「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」（平成19年3月14日付18文科生第532号・雇児発第0314004号文部科学省生涯学習施策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） ..... 7
4. 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（案）  
（平成19年※月※※日付文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） ..... 10
5. 「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」（案）  
（平成19年※月※※日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官通知） ..... 26
6. 「放課後子どもプラン」疑義回答 ..... （別冊）
7. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について  
（調査依頼）（平成19年3月20日付事務連絡） ..... 92

## 【児童厚生施設等整備費関係】

8. (1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について…………… 99
9. (2) 中核市への大都市特例の適用について…………… 99
10. 「平成19年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」  
(平成19年3月14日雇児育発第0314003号厚生労働省雇用均等・  
児童家庭局育成環境課長通知) …………… 100

## 【児童環境づくり基盤整備事業関係】

11. (1) 民間児童館活動事業等の中核市への大都市特例の適用について…………… 124
12. (2) 児童育成事業推進等対策事業について…………… 124
13. (3) 地域子育て支援拠点施設事業の実施について…………… 124
14. 「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」(案) …………… 127
15. 「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」(案) …………… 140
16. 「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業(児童育成事業推進等対策事業)  
の協議等について」…………… (別冊)

## 【児童委員・主任児童委員関係】

17. 「児童委員・主任児童委員に対する活動に必要な情報提供について」  
(平成19年3月2日付事務連絡) …………… 206

## 【放課後子どもプラン関係】

# 「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】

## 趣旨・目的

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

## 1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

## 2. 実施主体

- 事業計画の策定主体:市町村
- 事業の実施主体:市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

## 3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

## 4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

## 7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

## 5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
  - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
  - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
  - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
  - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

## 6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。